

**【取組の概要】**

広域巨大災害により甚大な被害が発生した場合、住宅を失った被災者に対して、迅速に住まいを確保する必要がある。恒久住宅を大量に数週間で供給することは現実的でないことから、短期間で供与できる公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の借上げや応急仮設住宅の建設等が必要になる。一方で、被害が甚大なため、都市像・土地利用の見直しや都市計画事業の実施等を伴い、復興までに長期間を要することが想定される。そうした中で、本格復興に向けた準備期間としての仮設期のまちづくり、住まいづくりにおいて、生活やコミュニティをいかに維持・形成しながら被災者の生活再建を進めていくかが、非常に重要になってくる。

広域巨大災害における仮設期の住まいづくりは、長期化を前提として高齢者等の要配慮者や生活・コミュニティ等へのきめ細かい配慮が求められるが、復興事業等と比して迅速な対応が求められ、発災後に各種検討を行っている時間は無いことから、平時の準備が不可欠である。

平成25年2月、中部地方の市町村向けに「広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」（中部地方整備局建政部住宅整備課）を策定したので、詳細はそちらを参照されたい。

**《ガイドラインの特徴》**

- ① 仮設期の住まいづくりの「基本的な視点」「戦略」「留意点」を整理
  - ・仮設期の長期化への対応として、生活・コミュニティへの配慮、高齢者等要配慮者への配慮等の視点や留意点について記載
  - ・地域特性や被害特性に応じた地域戦略等の必要性を明記
- ② 市町村担当者向けの実務書としてのガイドライン
  - 東日本大震災等の事例の充実
    - ・東北自治体や阪神自治体の対応事例や教訓を記載
    - 特に特徴的な取組事例等は、コラムとして随所に掲載
    - ・被災市町村が実際に使用した入居申込書、各種契約書、広報掲載文等を掲載
  - 本書1冊で関連情報を網羅
    - 厚生労働省・日本赤十字社の「応急仮設住宅設置に関するガイドライン(H20.6)」及び都道府県向けマニュアルである国土交通省の「応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ(H23.5)」についても、項目毎に関連箇所を掲載。

## 【仮設期の住まいの供給に関するポイント】

### 《市町村の対応体制、関係団体等との連携体制》

○速やかに対応業務を確認し体制を整えることが必要です。関係部署、関係団体等との連携、応援職員等の支援無しでは対応できません。

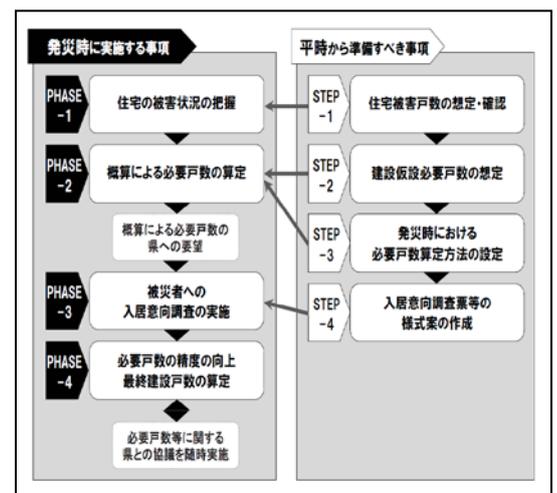
- ★まず、発災時の各段階において必要となる業務のリストアップが必要です。
- ★担当課と関係課を設定し、連携内容を確認します。
- ★応援職員に依頼する業務についても設定します。
- ★関係団体等との連携や自治会等との連携（被災者本人・家族の被災・避難状況や用地提供等）も重要です。
- ★後方支援を依頼する市町村と連携体制を構築します。
- ★各段階（建設用地確保～入居選定～管理）において、体制の見直しも必要です。



### 《建設仮設の必要戸数の算定》

○住家の被害状況や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅等の活用可能性を把握し、速やかに必要戸数を算定する必要があります。

- ★発災後、速やかに、建設仮設の概算必要戸数が必要となります。
- ★被害の全体像を把握するには、時間がかかるため、応急危険度判定の結果等限られた情報をもとに推計する必要があります。
- ★必要戸数は、被災者の意向により随時変わるため国、県、事業者等で密に共有し、適宜供給計画を見直す必要があります。
- ★被災者の意向調査等を行いながら精査していくことになります。



## 《建設仮設の用地の選定、建設等》

○長期化に備えて、従前居住地との近接性や生活利便性等にも配慮する必要があります。民有地含めた用地の確保が必要となります。

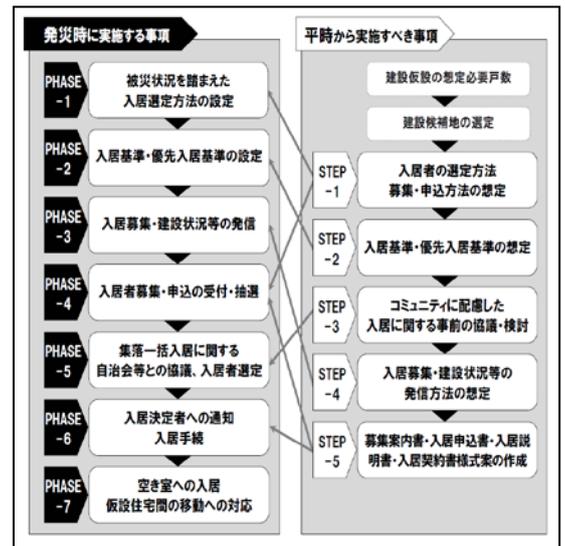
- ★発災直後は、予めリストアップした候補地のライフレインと敷地の被害状況（地割れ、浸水等）を確認します
- ★コミュニティの維持形成に配慮し、極力、従前居住地の近くで確保します。
- ★コミュニティに配慮した配置計画や集会所等の設定が必要です。
- ★周辺に生活利便施設や福祉施設が無い場合などは、団地にサポートセンター、診療所、仮設店舗等の併設を検討します。
- ★供給スピードと地域バランス等を勘案して建設の着工順位を設定し県と調整します。
- ★救援用地、がれき置場、復興用地等との調整を事前に関係部署と行っておく必要があります。



## 《建設仮設の入居者の募集・選定》

○高齢者等への配慮とともに、コミュニティの維持・形成に配慮して、地域特性を踏まえた入居選定を行うことが重要です。

- ★入居にあたっては、高齢者、障がい者等への配慮が必要となります。
- ★コミュニティ形成や自治会運営等も勘案し、極端に高齢者等の割合が高ならないような配慮も必要です。
- ★地域特性を踏まえて、抽選によらない、コミュニティに配慮した一括入居等を行うことも検討します。
- ★被災者の不安軽減とともに入居のミスマッチを減ら



すため、地域ごとの建設戸数等の情報を計画段階から被災者に提供することが重要です。

### 《建設仮設の維持管理・集約・撤去》

○庁内関係課や自治会等との連携が重要です。年数経過に伴い、空室が増加した際の高齢者の見守りや防犯パトロール等も重要です。

- ★仮設住宅が完成した後も、様々な対応が必要となります。
- ★ハードの維持管理、遠方への避難から戻る被災者の入居対応、自治会運営支援、福祉ケア、生活再建支援等において、関係者の連携が不可欠です。
- ★長期化した場合は空き住戸も増加しますが、特に支援が必要な高齢者等の入居が最後まで続きます。
- ★団地内の見守りや防犯パトロール等の対応も必要です。
- ★被災者が恒久住宅へ移行するための支援も必要です。



### ◆参考資料

- ・ 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（中部地方整備局建政部住宅整備課 H25/2）  
[http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku\\_seibika/index.htm](http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/index.htm)
- ・ 応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ（国土交通省住宅局住宅生産課 H24/5）  
<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>
- ・ 災害発生時の民間賃貸住宅の活用に係る検討について（国土交通省住宅局住宅総合整備課 H24/12）  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000013.html)